

置戸町移住体験住宅 ご使用のしおり



置戸町役場 企画財政課 企画係

置戸町移住体験住宅 ご使用のしおり

目次

1 制度概要、申込方法	5 退去時
(1) 目的・・・・・・・・・・ 1	(1) 住宅の清掃・・・・・・・・ 7
(2) 使用者の資格・・・・・・・・ 1	(2) 退去時間の連絡・・・・・・・・ 7
(3) 使用期間・・・・・・・・・・ 1	(3) 鍵の返却・・・・・・・・・・ 7
(4) 使用料・・・・・・・・・・ 1	(4) アンケートの回答・・・・・・・・ 7
(5) 使用予約方法・・・・・・・・ 1	(5) 忘れ物について・・・・・・・・ 7
(6) 使用申請・・・・・・・・・・ 2	
(7) 使用許可・・・・・・・・・・ 2	6 使用にあたっての留意事項
(8) 各種補助・・・・・・・・・・ 2	(1) 使用料について・・・・・・・・ 8
(9) その他・・・・・・・・・・ 2	(2) 遵守事項・・・・・・・・・・ 8
	(3) 駐車スペース・・・・・・・・ 8
2 施設紹介	(4) 消耗品について・・・・・・・・ 8
(1) 移住体験住宅・・・・・・・・ 3	(5) 禁止事項・・・・・・・・・・ 8
(2) 住宅備品一覧・・・・・・・・ 4	
(3) 寝具について・・・・・・・・ 4	
3 使用当日の流れ	
(1) 契約の締結・・・・・・・・ 5	
(2) 使用料の支払い・・・・・・・・ 5	
(3) 住宅の案内・・・・・・・・ 5	
4 滞在期間中	
(1) 滞在期間中の行動について・・ 6	
(2) 非常時の連絡先・・・・・・・・ 6	

1. 制度概要・申込方法

(1) 目的

置戸町への移住を検討している方の将来的な移住・定住の促進及び関係人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資することを目的とします。

(2) 使用者の資格

住宅を使用できる者は、下記のとおりです。

- ①将来的に置戸町への移住を希望し、町外に住所があること。
- ②旅行目的ではないこと。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 使用期間

原則として、7日以上90日以内

※使用期間については、ご希望の期間をご相談ください。

入居退去は平日の9：00～15：00

（土日を希望される場合は別途ご相談ください）

(4) 使用料

14日以内 日額 3,000円

15日以上 日額 2,500円

※使用料には、電気・水道・ガス・インターネット料を含みます。

(5) 使用予約方法

使用希望の方は、下記の申込みフォームにて、予約状況を確認の上、申込みを行ってください。

2日間以内に、担当よりご連絡させていただきます。

置戸町移住体験住宅申込フォーム

<https://6cf305b9.form.kintoneapp.com/public/ddfa8315be071484c5f61c845b6a1030a550ba6336bb3f13fc582281835c9481>

(6) 使用許可

申込フォームの内容を町が審査し、使用を承認すると認められた際は「置戸町移住体験住宅使用許可書」を申請者へ送付します。

(7) 各種補助

移住体験中は、下記の町内者向け制度を利用することができます。

移住体験者証明書をお渡ししますので、そちらを身分証としてお使いください。

◎利用可能制度

- ・北見バスフリーパスチケット（1日乗車券）
- ・ハイヤー利用料金助成事業

※詳しくは別紙チラシをご確認ください。

(8) その他

お問合せ先

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地

置戸町役場 企画財政課 企画係

電話：0157-52-3312

FAX：0157-52-3353

メール：shinko@town.oketo.hokkaido.jp

2. 施設紹介

(1) 移住体験住宅は2戸あります。

名 称	拓殖移住体験住宅
住 所	置戸町字拓殖31番地の2
間取り	3LDK
設 備	暖房、ガスコンロ、給湯器、ウォシュレット、光回線等
その他	徒歩約20分で、コンビニや食料品店等があります。



(2) 住宅備品一覧

移住体験住宅には、必要最低限の備品を設置しています。下記のリストは主な物を掲載しておりますのでご参考としてください。なお、トイレトーパー等の消耗品や洗面道具類は、使用される方でご用意してください。

種 別	備品種別	備考	種 別	備品種別	備考
家 電	テレビ		キッチン	ガスコンロ	
	冷蔵庫			調理器具一式※	
	洗濯機			食器・コップ等※	
	電子レンジ		風 呂	風呂用イス	
	炊飯器			風呂用桶	
	電気ケトル				
	ストーブ		トイレ	温水洗浄便座	
	掃除機			掃除道具	
	アイロン				
	ドライヤー		生活用品	室内用物干	
扇風機		コートハンガー			
家 具	ソファ		ネットワーク	室内用物干	
	センターテーブル			傘立て	
	テレビ台		掃除用品	光回線 (無線LAN)	
	ベッド			生活する上で最低限 必要なもの	
	カーテン		除雪道具	除雪用スコップ	
	リモート用テーブル			除雪用ダンブ	

調理器具	フライパン、鍋、包丁、まな板、おたま、へら等
食器・コップ等	茶碗、お椀、箸、皿各種、スプーン、フォーク等 ※オケクラフトの食器を中心に設置しています。

(3) 寝具について

移住体験住宅には、ベッドを一つ設置しています。追加で寝具を使用したい場合等は、ご持参いただくか寝具を貸出している町内業者をご紹介しますので、ご希望があれば、お問い合わせください。(別途料金がかかります。)

3. 使用当日の流れ

(1) 契約の締結

使用当日は、まず、役場で賃貸借契約を締結いたします。使用する前日までに、おおよその到着時間についてご連絡ください。

※平日の午前9時から午後3時までの間に到着するようお願いいたします。

また、契約締結時に印鑑が必要となりますので、あらかじめご用意ください。契約締結後、鍵をお渡しします。

(2) 使用料の支払い

使用料は原則、使用前にお支払いください。

契約締結後、納付書をお渡ししますので役場出納室及び指定金融機関でお支払いください。

(3) 住宅の案内

役場の担当者が、使用する住宅をご案内いたします。住宅使用の際の留意事項や設置している備品に関する説明等を行います。

4. 滞在期間中

(1) 滞在期間中の行動について

滞在中の行動については制限はありません。ただし、長期不在となる場合には、事前にご連絡ください。

なお、ご希望があれば町内の案内や町内会行事などに参加することも可能です。

(2) 非常時の連絡先

【平日】 8：30～17：15

置戸町役場企画財政課企画係にご連絡ください。

電話：0157-52-3312

【休日（土・日・祝日）】 8：30～17：15

置戸町役場にご連絡ください。

電話：0157-52-3311

日直者が電話に出ますので、「移住体験住宅の使用者」であることを伝え、「用件、ご連絡先、担当者からの連絡が欲しい旨」をお伝えください。

担当者より、直接使用者へご連絡いたします。

5. 退去時

(1) 住宅の清掃

滞在期間中とともに、退去前は使用者による清掃をお願いいたします。
次に使用される方が気持ちよく住宅を使えるよう、ご配慮願います。
※キッチンや浴槽の排水口も、必ず清掃してください。

(2) 退去時間の連絡

退去時間については、退去日の2～3日前までにご連絡ください。
※平日の午前9時から午後3時までの間に退去してください。
退去時には、担当者が清掃状況や備品の確認を行います。
概ね30分程度かかるため、これらを踏まえてご連絡ください。

(3) 鍵の返却

上記の確認作業が終わりましたら、鍵を返却いただきます。

(4) アンケートの回答

移住に関するアンケート調査にご協力ください。

(5) 忘れ物について

万が一、施設内に忘れ物をした場合、速やかにご連絡ください。郵送や処分等の対応をします。

こちらで発見した場合は、2週間保管しその後破棄いたします。

6. 使用にあたっての留意事項

(1) 使用料について

使用料には、住宅使用料のほか、光熱水費（電気料、上下水道料、ガス代）、通信費（インターネット使用料及びテレビ放送受信料）を含んでいます。ただし、飲食料や交通費、燃料費（灯油料）、日常生活に係わる消耗品等は使用者負担になります。

灯油については、退去時に使用分を給油してください。

使用料については、使用期間満了日までにお支払いください。なお、使用者の責めに帰すべき理由により使用予定期間前に退去をすることとなった場合、使用料は原則返還をしません。

ただし、天災やその他やむを得ない事由の場合は、使用していない日数分を返還するなど対応をします。

また、長期ご使用の場合は町内会費の納入もあります。

(2) 遵守事項

- ・ 申込書に記載した使用者以外の方を使用・居住させないでください。
- ・ 留守や就寝時に施錠するなど住宅の管理を行ってください。
- ・ 鍵を紛失したときは、速やかにご連絡ください。
- ・ 火気の取扱いに注意するとともに、周辺環境の整備をお願いします。
- ・ ごみは決められた町のルールに沿って、排出してください。
- ・ 冬季期間は、水道凍結に十分に注意してください。

(3) 駐車スペースについて

住宅前のスペースに駐車してください。

その他の住宅前には駐車しないでください。

(4) 消耗品について

基本的に消耗品（トイレトーパーやごみ袋、洗剤等）は使用者負担となります。町内で購入または持参をしてください。

(5) 禁止事項（以下の行為はできません）

- ・ 住宅の全部又は一部を転貸し、権利を譲渡すること。
- ・ ペットの飼育をすること。
- ・ 危険物や異臭物を持ち込むこと。
- ・ 物品の販売や寄附要請、その他これに類する行為をすること。
- ・ 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。

- ・ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他類する行為をすること。
- ・ 室内で喫煙をすること。
- ・ 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・ その他住宅の使用にふさわしくない行為をすること。